

別紙 2 質問・意見記入シート（ご提出いただいた内容と回答一覧）

項目	ご質問等	回答																							
資料 2-1 施策の方針 2 製造・加工・調理・流通・ 販売における安全性の 確保 施策（2）監視指導体制 の強化	No. 15 5年間の取り組みの成果（概要） ……令和5年度のアレルギー事故報告件数 は36件であり、うち救急搬送は6件だっ た。……について 可能であれば、令和4年度以前の件数、状況 についてもご案内をお願いします。	<table border="1" data-bbox="1335 264 2051 619"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>救急搬送（件）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H29</td> <td>31</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td>H30</td> <td>19</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>R1</td> <td>22</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>37</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>46</td> <td>10</td> </tr> <tr> <td>R4</td> <td>32</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1335 683 2078 826"> 施策 No. 39・40・41 により、給食の安全性の 確保、60・61・62 を主軸とした施策により、 相互理解に努めます。 </p>			年度	件数	救急搬送（件）	H29	31	11	H30	19	9	R1	22	8	R2	37	8	R3	46	10	R4	32	11
年度	件数	救急搬送（件）																							
H29	31	11																							
H30	19	9																							
R1	22	8																							
R2	37	8																							
R3	46	10																							
R4	32	11																							
資料 2-2 施策の方針 3 食品の安全性確保体制 の充実 施策（1）試験検査体制 の充実と調査研究の推 進	No. 30 食品衛生に関する調査研究につい て、どのような調査研究を行っていますか。	<p data-bbox="1335 900 1554 935">例：＜R 5＞</p> <ul data-bbox="1335 954 2078 1155" style="list-style-type: none"> ・「実際にみること、直接触れること」をテーマにした企画展示の一例 ・鴨のカンピロバクター及びサルモネラの保有状況について <p data-bbox="1335 1171 1482 1206">＜R 4＞</p> <ul data-bbox="1335 1225 2078 1305" style="list-style-type: none"> ・新潟市内の旅館で発生した <i>Kudoa septempunctata</i> による食中毒事例 																							

<p>資料 2-2 施策の方針 3 食品の安全性確保体制の充実 施策 (3) 危機管理体制の整備・強化</p>	<p>No. 41 事故発生時には適切かつ迅速に対応して被害を抑え・・・について、多発する自然災害（地震・水害等）に対する備えにおいて避難所における食中毒防止対策を関係者に対し周知を図る必要がある。避難所における食料品等の支援物資の取り扱いについて指導 （リーフレット等の活用）が必要と思われます。</p>	<p>No. 42 により避難所において、食中毒の予防の観点から、食料品等の支援物資が適切に取り扱われるよう、リーフレット等を活用した普及啓発に取り組みます。</p>
<p>資料 2-2 施策の方針 3 食品の安全性確保体制の充実 施策 (3) 危機管理体制の整備・強化</p>	<p>No. 39・40 アレルギーと異物混入の対策（施策）について、区別して取り組んだ方が効果的なのではないでしょうか。 また、異物混入の対策について、物理的（硬質異物等）な対策と品質的（毛髪等）な対策が区別して取り組まれることを望みます。</p>	<p>見直しの際に、より分かりやすい表現を検討していきます。</p>
<p>資料 2-3 施策の方針 1 食の安心安全に関する理解の促進 施策 (1) 食の安全に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供</p>	<p>No. 51 今後の取り組むべき課題（第4次改定としてどうするか） 引き続き、食の安全に関する正しい知識のため、適切な啓発事業を行なう。について飲食店における利用者への食物アレルギーの情報提供の支援なども含むと捉えてよいでしょうか。</p>	<p>飲食店等への支援については、施策 No. 42 により、取り組んでおり、講習会の開催や啓発資料の提供等を行っています。</p>

<p>資料 2-3 施策の方針 1 食の安全に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供</p>	<p>小林製薬の紅麴サプリメントなどの相談はどこにすればよいでしょうか？</p>	<p>サプリメントは食品に該当するため、No54の食の安全相談で常時受け付けを行っています。 健康食品の取り扱いについては、今後国の制度変更が予定されているため、その動向に応じ対応していきます。</p>
<p>資料 2-3 施策の方針 1 食の安心安全に関する理解の促進 施策 (1) 食の安全に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供</p>	<p>No. 48 子どもたちへの早期消費者教育として、食品の取り方などを学ぶ出前講座等を開催とありますが、どのような取り組みですか。</p>	<p>一例として、特に甘い菓子類や飲み物にどのくらい砂糖類が含まれているかや人工甘味料が使用されているかを知ることによって適切な食品選択や適量を判断できるようになることをねらいとする取り組み。新潟市消費者協会に講師を依頼し開催しています。</p>
<p>資料 2-4 施策の方針 1 食の安心安全に関する理解の促進 施策 (1) 食の安全に関する正しい知識の普及・啓発及び情報提供</p>	<p>No. 53 今後の取り組むべき課題（第4次改定としてどうするか） こども食堂やフードバンクなど多様な食品提供者への対応について、 「多様な食品提供者」とは、テイクアウト等、いわゆる新しい日常に対応する事業者さんも含まれると捉えてよいでしょうか。</p>	<p>テイクアウト等の新たな提供方法を行う事業者へは施策 No. 19 で対応します。 No. 53 では、許可や届出等により行政が把握することが困難な食品提供者に対しても、正しい知識が届くよう、広く普及・啓発に取り組む他、関係機関等と連携しながら、実態の把握や対応を進めていきます。</p>